

広島県告示第八百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十一年十月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域〔平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。〕に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和四十一年八月二十六日農林省告示第十五号（三に係るものに限る。）、昭和四十一年九月六日農林省告示第五十四号、昭和四十一年十月二十一日農林省告示千二百九十八号（二に係るものに限る。）、昭和四十二年五月二十日農林省告示第七百六十五号（一に係るものに限る。）、昭和四十六年三月二十九日農林省告示第七百三十三号、昭和四十八年四月二十八日農林省告示第九百一号（五に係るものに限る。）、昭和四十八年十二月二十八日農林省告示第二千六百四十二号（三に係るものに限る。）、昭和五十四年十二月十日農林水産省告示第八百五号（四に係るものに限る。）、昭和五十七年十二月八日農林水産省告示第二千十号、昭和五十九年九月十日農林水産省告示第八百九十二号、平成二年六月六日農林水産省告示第七百二十三号（二に係るものに限る。）、平成二年七月二十五日農林水産省告示第九百七十五号（二に係るものに限る。）、平成五年四月八日農林水産省告示第三百二十六号（二に係るものに限る。）、平成六年六月十日農林水産省告示第九百三十号、平成七年二月二十三日農林水産省告示第二百七十五号（一に係るものに限る。）、平成七年二月二十三日農林水産省告示第二百七十六号（一に係るものに限る。）、平成十二年十月二十五日農林水産省告示第三百五十三号（二に係るものに限る。）、

二 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種は、次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）